

2 庶務諸給与事務

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
計量検定所	<p>職員の通勤手当に関する規則第5条では、条例で定める運賃相当額の算出は運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものとされているが、自宅から勤務公署まで自動二輪車の使用により通勤認定されていた経路を確認したところ、認定距離より短い距離となる経路があったため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="427 737 1199 926"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月から平成29年3月まで</td> <td>249,600円</td> <td>120,000円</td> <td>129,600円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成24年4月から平成29年3月まで	249,600円	120,000円	129,600円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、今後は通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（以下略）</p> <p>2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。（以下略）</p> <p>イ 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> <p>第7条 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。</p>	<p>当該職員について、正しい距離により通勤手当の認定を改めて行った。</p> <p>また、過払いとなっていた通勤手当は平成28年12月に戻入した。</p> <p>今後、担当者及び決裁者で申請経路をより精査し、適正な認定を行うよう徹底した。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成24年4月から平成29年3月まで	249,600円	120,000円	129,600円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月16日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
高槻北高等学校	<p>職員の通勤手当に関する規則第5条では、条例で定める運賃相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものとされているが、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="477 573 1394 730"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月から 平成29年3月まで</td> <td>626,880円</td> <td>551,760円</td> <td>75,120円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成27年4月から 平成29年3月まで	626,880円	551,760円	75,120円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、今後は通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>当該認定に係る職員は、平成27年度に本校へ異動。通勤届出及び認定を受けたとおりの経路で通勤し、定期券を継続して購入してきたことが確認されている。</p> <p>平成28年10月分以降適正な経路へと変更。是正を行った。</p> <p>今後は通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成27年4月から 平成29年3月まで	626,880円	551,760円	75,120円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月27日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
三国丘高等学校	<p>職員の通勤手当に関する規則第5条では、条例で定める運賃相当額の算出は運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものとされているが、自宅から勤務公署まで自転車使用により通勤認定されていた経路を確認したところ、認定距離より短い距離となる経路があったため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 674 1567 831"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年10月から平成29年3月まで</td> <td>75,600円</td> <td>36,000円</td> <td>39,600円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成27年10月から平成29年3月まで	75,600円	36,000円	39,600円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、今後は通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（以下略） 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。（以下略） イ 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>当該職員について、正しい距離により通勤手当の認定を改めて行った。 また、過払いとなっていた通勤手当の平成27年度分は平成28年12月22日に戻入するとともに、平成28年度分は平成29年1月分給与支払いの際に調整を行った。 今後、担当者及び決裁者で申請経路を精査し、適正な認定を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成27年10月から平成29年3月まで	75,600円	36,000円	39,600円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月24日）